

1 | 1974年通商法301条に基づく調査・措置の概要

- 1974年通商法301条は、外国の不公正な貿易慣行などに対し、USTRが大統領の指示に従い、輸入制限措置などの対抗措置を講じること認める。原則として、301条に基づく措置の発動には、USTRによる12カ月以内の事前調査が必要となる。

301条調査の対象

外国政府による法律、政策、規制、慣行など広範な措置のほか、不合理又は差別的な措置（例：技術移転の強制、知的財産権侵害、デジタルサービス税等）が対象。

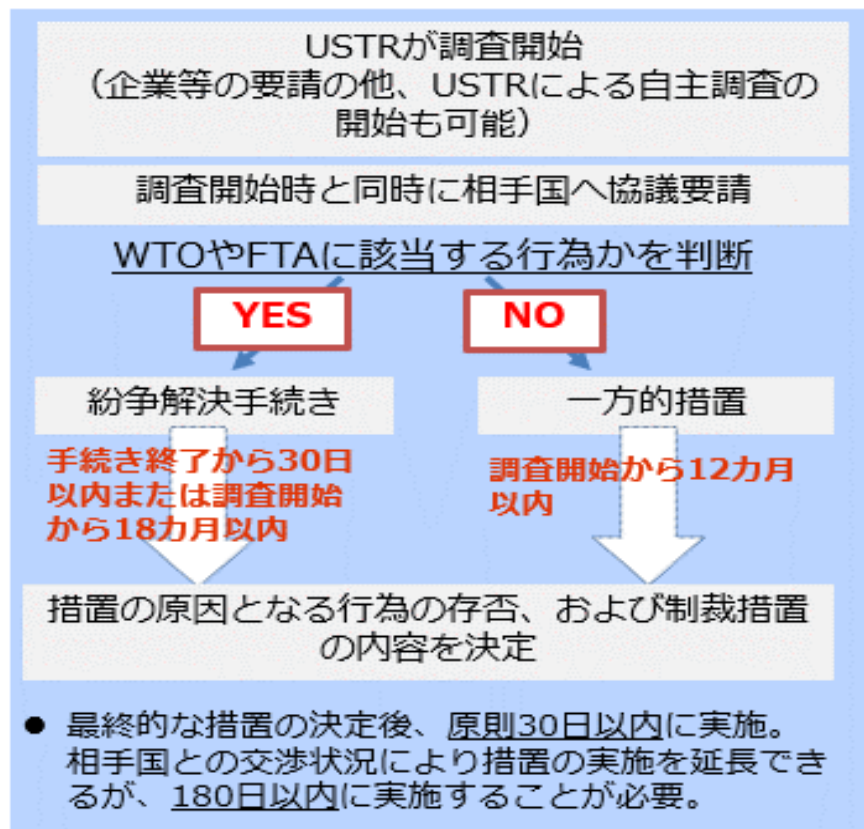
301条調査の方法

301条調査は、調査対象国との協議、書面によるパブリックコメントの募集、公聴会の実施を通じて実施される。

301条による対抗措置の範囲

追加関税の賦課、輸入制限措置、投資制限、サービス分野における市場アクセス制限など。

301条措置の過程



2 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- 第1次トランプ政権下の2018年7月、1974年通商法301条に基づく対中制裁措置として、中国に対する追加関税を発動。その後、複数回にわたり対象品目の追加および関税率の変更が実施された。一方で、追加関税と併せて、品目別適用除外制度が設けられ、一部品目はその対象となっている（注1）。

これまでの301条対中関税の発動時期・規模・関税率

発動時期	対象	発動対象の規模（品目・対中輸入額）	関税率
2018年7月	リスト1	818品目・340億ドル相当	25%
2018年8月	リスト2	279品目・160億ドル相当	25%
2018年9月	リスト3	5,745品目・2,000億ドル相当	10%→25% (2019年5月引き上げ)
2019年9月	リスト4A	3,243品目・1,200億ドル相当	15%→7.5% (2020年2月引き下げ)
2024年～26年	戦略分野など	既存の354品目で段階的に引き上げ、 新規の40品目で段階的に発動	25%～100%

現在の適用除外対象品目

一部の品目は、適用除外の対象となっている。
適用除外の有効期限は25年11月29日までと設定されていたが、
10月30日の首脳会談を経て26年11月10日まで延長すると発表。

**機械類、医療機器など
164品目**
(対象HTSコード記載官報)

**太陽電池製造装置
14品目**
(対象HTSコード記載官報)

(注) 適用除外の対象品目は、これまで複数回にわたり変更されている。
(出所) 米国公開資料など（2026年8月26日時点）

[米国通商代表部（USTR） 対中301条対象品目検索データベース](#)

HTSコード8桁ベースで、

- ・ 301条対中関税の対象かどうか
- ・ （対象である場合）その追加関税率が検索できる

3 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- バイデン前政権下の2024年の見直しで、対象品目の追加および関税率の引き上げを実施。天然黒鉛・永久磁石、重要鉱物、船舶対陸上クレーン、注射器など40品目が新たに対象に追加。また、鉄鋼・アルミ製品、EV、半導体、太陽電池、バッテリーやフェイスマスクなど戦略分野354品目の関税率が引き上げられた。

2024年の見直しによる関税引き上げ対象品目と引き上げ後の追加関税率、発動時期

品目		見直し前	引き上げ第1段階		引き上げ第2段階		品目数
		301条関税率	関税率	時期	関税率	時期	
鉄鋼・アルミニウム		0～7.5%	25%	2024年9月27日	-	-	321
半導体・関連製品		25%	50%	2025年1月1日	-	-	18
EV		25%	100%	2024年9月27日	-	-	8
バッテリー	EV用リチウムイオンバッテリー	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
バッテリー部品	EV用以外の	7.50%	25%	2026年1月1日	-	-	1
	リチウムイオンバッテリー						
	リチウムイオンバッテリー以外のバッテリー部品	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
重要鉱物	天然黒鉛・永久磁石	-	25%	2026年1月1日	-	-	4
	タングステン	-	25%	2025年1月1日	-	-	3
	その他の重要鉱物	-	25%	2024年9月27日	-	-	26
太陽電池		25%	50%	2024年9月27日	-	-	2
港湾クレーン		-	25%	2024年9月27日	-	-	1
医療製品	注射器・注射針	-	100%	2024年9月27日	-	-	2
	フェイスマスク	7.50%	25%	2024年9月27日	50%	2026年1月1日	5
	医療用手袋	7.50%	50%	2025年1月1日	100%	2026年1月1日	1

4 | 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは2025年10月14日から、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港などに追加料金の徴収を開始したが、11月10日より1年間徴収を停止。
- 11月9日から適用された中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

中国製船舶等に対する料金の概要

中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月14日より追加料金を徴収を開始**したが、**10月30日の米中合意に基づき、11月10日より1年間徴収を停止する。自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課されるところ、同様に1年間徴収を停止。**

1. 中国の船主・運航者に対する料金

米国港への入港ごとに純トン数（NT）ベースで課金。
初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。

2. 中国製船舶の運航者に対する料金

純トン数またはコンテナ数に基づく。
初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ
以降3年間で段階的に増額。

3. 外国製自動車運搬船に対する料金

米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。**入港料は1NTあたり46ドル。**

4. 課金の頻度と場所

最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。

- 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

5 | 強制労働製品の輸入や過剰生産能力に関する301条調査

- USTRは、①強制労働製品の輸入禁止措置の実施有無および②過剰生産能力や過剰生産に係る政策や慣行について301条調査を実施。日本も調査対象に含まれた。
- このうち「強制労働製品の輸入禁止措置」については、6月2日に調査結果が公表され、7月24日より日本を含む60カ国・地域に対し10～12.5%の追加関税が発動された。

① 強制労働製品の輸入禁止措置の実施有無

- **3月12日** 日本を含む60カ国・地域に対し調査開始。
- **6月2日** **調査結果**を公表。いずれの国・地域も輸入禁止措置を十分に実施していないと認定し、追加関税率を設定。国内法で輸入禁止を定めている国、部分的に規制を施行している国、米国との相互貿易協定で輸入禁止措置に合意した国・地域には10%を課し、**効果的に実施していない46カ国（日本を含む）には12.5%を課すことを提案**。
- なお、米国内で十分に生産されていない品目や232条関税が課される品目は対象外となる。また、衣類と繊維製品は、米国から各国・地域への繊維製品の輸出量に応じて軽減する。
- **7月24日** **関税発動**

② 過剰生産能力や過剰生産に関連する政策や慣行

- **3月11日** 日本を含む16カ国・地域の製造業における過剰生産能力や過剰生産に関する政策や慣行について調査を開始。
- USTRは、これら国・地域が国内外の需要動向と連動しない形で生産能力を拡大してきたと指摘し、こうした過剰生産能力が各国・地域の製造業における過剰生産、大規模で持続的な貿易黒字、生産設備の低稼働・非稼働の状態を生じさせていると問題視。
- 日本に対しては、米国の貿易赤字品目である自動車・同部品、光学、写真、技術装置、医療機器を301条調査対象とした。

6 | 強制労働製品の輸入禁止に関する301条関税の概要

- USTRは7月23日、1974年通商法301条に基づき、強制労働製品の輸入を禁止していない、あるいは輸入を禁止するために効果的な措置を取っていないことを理由に、日本を含む60カ国・地域からの輸入に10～12.5%の追加関税を課すと発表した。

発表の概要				
発動日時	2026年7月24日午前0時1分（米国東部時間）			
対象国	アルゼンチン、バングラデシュ、カンボジア、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、メキシコ、パキスタン、スリランカ、英国、トリニダード・トバゴ （17カ国・地域）	EU、台湾	日本、韓国 スイス	アルジェリア、アンゴラ、オーストラリア、バハマ、バーレーン、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エジプト、ガイアナ、香港、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、リビア、モロッコ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ共和国、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム （38カ国・地域）
追加関税率	10%	MFN税率 < 10% → MFN税率と合計で10% MFN税率 ≥ 10% → MFN税率のみ	MFN税率 < 12.5% → MFN税率と合計で12.5% MFN税率 ≥ 12.5% → MFN税率のみ	12.5%

7 | 強制労働産品の輸入禁止に関する301条関税の概要

- 1962年通商拡大法232条に基づく追加関税の対象となっている品目や米国内で供給できなくなる恐れがある原材料や米国経済全体に混乱を招きかねない製品などは、本関税の対象外となる。
- また、バングラデシュ、カンボジア、インドネシアから輸入する特定の繊維製品およびアパレル製品に対しては、3年間の関税割当（TRQ）を設定した。

対象外となる品目

- 情報資料、寄付品、および手荷物
- 1962年通商拡大法232条に基づく追加関税の対象となっている品目
- USMCAの原産地規則を満たして無税で輸入される製品
- ドミニカ共和国・中米・米国自由貿易協定（DR-CAFTA）の原産地規則を満たし無税で輸入される繊維製品・衣類
- 官報付属書 I および II に記載の製品 ※一部の製品は特定の国のみ関税の対象外に設定
 - ① 米国内で供給できなくなる恐れがある原材料
 - ② 米国経済全体に混乱を招きかねない製品
 - ③ 米国内で十分な量を栽培または生産できない製品
 - ④ 関税を免除した場合、対象国の経済が強制労働輸入禁止を制定し、効果的に施行することを促す製品
 - ⑤ 追加関税の発動が、強制労働の禁止に結び付かない可能性のある品目

その他の注意事項

- バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、マレーシアから輸入する特定の繊維製品およびアパレル製品に対して、3年間の関税割当（TRQ）を設定し、当該国の米国からの原材料や綿花の輸入量に応じて一定数量まで、追加関税なしでの輸入を可能にする。

8 | ブラジル原産品に対する301条関税の概要

- USTRは7月15日、1974年通商法301条に基づき、デジタル貿易および電子決済サービス分野における米国企業に対する措置や制限など6項目（注）を理由に、ほぼ全てのブラジルの原産品の輸入に25%の追加関税を課すと発表した。

発表の概要	
発動日時	2026年7月22日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	25%
対象品目	対象外品目を除く輸入品全般
対象外品目	■ 情報資料、寄付品、および手荷物 ■ 1962年通商拡大法232条に基づく追加関税の対象となっている品目 ■ 官報付属書IIに記載の製品 ① 米国内で供給できなくなる恐れがある原材料 ② 米国経済全体に混乱を招きかねない製品 ③ 米国内で十分な量を栽培または生産できない製品 ④ 追加関税の発動が、ブラジルが行う不公正な政策・慣行の是正に結び付かない可能性のある品目 （例）特定のシリコン金属、銑鉄、民間航空機およびその部品、冶金グレードのアルミ、錫鉱石、木材パルプ、貴金属、エネルギーおよびエネルギー製品、肥料など

（注）電子決済サービス分野における米国企業に対する措置や制限以外の5項目は、特定国に対する不公正な特惠関税の適用、腐敗行為などに対する不十分な取り締まり、知的財産権の不十分な保護や侵害対策、米国のエタノールに対する高関税の賦課、違法な森林伐採に対する不十分な取り締まり（出所）米国政府公開資料、[ビジネス短信（7月21日）](#)（2026年8月26日時点）

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

8